

# 1. 予算の執行促進策と執行上の課題について

---

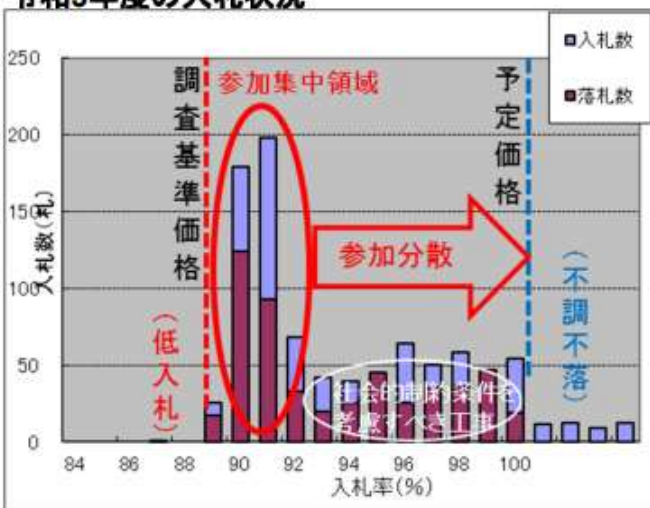
## 厳しい社会条件の工事(不人気工事)への参加を促し予算執行(事業)推進 社会的制約条件を考慮すべき工事の施工実績を評価する試行【令和5年度 新規】

- 近年の四国地方整備局発注工事の応札状況は、特定工事に参加者が集中する傾向が顕著。
- 地域建設業が持続的に発展していくためには、様々な工事の実績を積み、事業進捗に応じて変化する工事内容や現場条件等に柔軟に対応出来る対応力や技術力を育成していくことが不可欠。
- 社会的制約条件が厳しい工事の施工実績を有する企業は、現場対応力に優れ、また工程管理等を含めた高いマネジメント能力を有しており、幅広い工事での活躍が期待される。
- このため、「事務所が発注段階で指定する社会的制約条件を考慮すべき工事(施工能力評価Ⅱ型)」を対象に、履行証明書を交付し、同一事務所において翌年度発注(施工能力評価Ⅱ型)工事の総合評価で加点する試行を実施する。

ポイント  
→

### 【最近の入札傾向と試行の副次的効果】

#### 令和3年度の入札状況



調査基準価格近傍への極端な参加集中と価格競争が分散・緩和されることにより、適正な利益の確保や不調不落の削減にもつながる。

ポイント  
→

### 【実施内容】

- 試行対象工事 : 全工種(経常維持工事、橋梁補修工事は除く)
- 交付時期 : 工事成績評定通知時に「履行証明書」を交付。  
有効期間は交付日の翌1年度間。
- 評価方法 : 総合評価の「その他企業評価」で加点。

評価項目	配点	評価点
社会的制約条件を考慮すべき工事の施工実績あり	3	/3



※履行証明書発行、総合評価の加点評価ともに試行対象は施工能力評価Ⅱ型とする。

### ●厳しい社会的制約条件を考慮すべき工事(例)

項目	評価対象事項(代表的事項等)
①地中障害物・架空線、近接施工	地下埋設物等作業障害物・架空線、建築物等の工事上の制約となる近接物のある工事
②現道作業	現道上での交通規制を伴う歩道工事や舗装修繕工事など
③山間・急傾斜地での工事	資機材の搬入が困難な山間・急傾斜地での工事など
④低水路・出水期施工工事	頻繁な小出水への対応や手待ち等制約のある工事など
⑤作業用道路・ヤード	狭隘な工事用道路、生活道路を利用した資機材搬入等制約のある工事など
⑥その他	遠隔地の工事など

## 価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能